

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○保安林の指定をする予定である旨 通知があった件二件	二七
公 告	
○障害者自立支援法による指定相談 支援事業を行う事業所の所在地を 変更した旨届出があった件	二七
○大規模小売店舗の新設の届出につ いて意見があった件	二五
○大規模小売店舗の変更の届出につ いて意見があった件二件	二五
○随意契約の相手方を決定した件五 件	二七

告 示

福島県告示第三百号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年四月二十八日から同年五月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年四月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ケーズデンキ福島南店 福島市太平寺字兒子塚四十三番地六ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

1 廃棄物に関する事項

(一) 廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるもの(古紙類(ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック、その他の紙等)、びん類、缶類)については、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を行うこと。

また、事業活動に伴って発生した廃棄物については、事業者の責任において適正に処理し、廃棄物の保管・運搬にあつては、飛散防止などの周辺環境の保全に

努め、苦情等の問題が発生した場合は早急かつ誠意ある対応を行うこと。

- (二) 廃棄物の収集運搬・処理を委託する場合は、廃棄物の種類(産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず)・事業系一般廃棄物など)ごとに、それぞれの許可を受けた業者へ委託し適正に処理すること。
- 産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず)に関しては、福島市が許可権者である。

2 騒音等に関する事項

当該地区は、工業地域であり、騒音規制法・振動規制法・市公害防止対策条例による規制対象地域である。

当該法規制もしくは条例による規制の対象となる特定施設、指定施設の設置の際には設置工事三十日前までに届出を提出すること。

なお、工業地域とはいえ周辺には住居が密集しているので冷凍機・空調関係の室外機の設置場所については充分検討すること。搬入出車輛による深夜早朝の騒音については、特に隣接する地域住民に対して充分な説明をし、理解を得るとともに充分な対策を講じること。

さらに、騒音振動を含めその他の公害苦情発生の折には、誠意ある対応を行うこと。

3 交通に関する事項

- (一) 各出入口について、特に敷地東側の市道続堀・城ノ内線には歩道もなく一部通学路にもなっているため、歩行者、自動車等の事故防止のため、交通誘導等を配置し、安全管理に努めること。

(二) 店舗南側は住宅密集地であり一部通学路にもなっているため、来店店車輛に対して、歩行者等の安全確保及び事故防止を促すような対策を検討していただきたい。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年四月二十八日から同年五月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年四月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル好間店 いわき市好間町下好間字鬼越百八番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

1 歩行者の通行の利便の確保等

(一) 市道鬼越・花輪線及び新設道路(敷地北側の道路)の出入口

当該市道は、歩道が設置されており、地域の住民及び児童の通学に利用されている道路であり、ピーク時の店舗への入出庫の交通量も少ないことから、出入口二及び四について集約するよう検討すること。

(二) 市道鬼越・花輪線と新設道路(敷地北側の道路)の交差点

道路の築造に伴い新たな交差点が発生し、歩道が分断されることから、通行の安全確保のため、横断歩道の設置について公安委員会と協議すること。

(三) 市道渋井・大館線の出入口

当該市道に計画している出入口三について、他店舗の出入り口と十字交差となっており、店舗間の直進横断が予想されることから、通行安全の確保のため、店舗の出入口の位置をずらすこと。

(四) その他

工事期間中は、開発区域周辺に交通誘導員を適切に配置し、歩行者等の通行の安全確保に努めること。

また、道路の汚損、排水処理など周辺に影響のないよう努めるとともに、対策等を講ずること。

2 騒音の発生に係る事項

夜間において、騒音最大値の予測結果の一部が、規制基準を超えていることから、周辺環境に十分配慮するとともに、騒音防止対策について検討すること。また、騒音に係る規制基準を遵守し、苦情が発生した際には、関係機関の指導に従うなど、誠意を持って対応すること。

設置が予定されている冷凍機(空調機)は、福島県生活環境の保全等に関する条例の騒音指定施設に該当しており、また、一定規模以上の、送風機(排風機、室外機等)は、騒音規制法に基づく特定施設に該当する可能性があり、当該施設を設置する場合は、設置着手三十日前に届出が必要となることから、いわき市環境監視センターに相談の上、適切に届出すること。

3 廃棄物に係る事項等

(一) 産業廃棄物の処理について

産業廃棄物を処理する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十二条第四項の規定に基づく委託基準に従い、契約書に次に掲げる事項を記載するとともに、同法第十二条の三の規定に基づき、産業廃棄物管理票を交付すること。

ア 委託料金

イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量

ウ 運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

エ 中間処理又は再生を委託するときは、中間処理又は再生の場所の所在地、方法及び施設の処理能力

(二) 産業廃棄物の保管について

産業廃棄物を保管する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条第二項の規定に基づく保管基準に従い、保管場所の見やすい箇所に、次の事項を記

載した表示(縦×横それぞれ六十センチメートル以上)を行うこと。

ア 産業廃棄物の保管の場所である旨

イ 保管する産業廃棄物の種類

ウ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

エ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第八条第二項ロに規定する高さのうち最高のもの

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年四月二十八日から同年五月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び浪江町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年四月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル浪江西店 双葉郡浪江町大字権現堂字下河原八十二ほか

二 法第八条第一項の規定により浪江町から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十一年四月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

喜多方市山都町蓬萊字三郷境七三〇六、字高土五四〇七の七、字杉ノ倉五七六七の三、五七六七の七五、五七六七の七七から五七六七の八二まで、字鳥屋六七二〇の一から六七二〇の六まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採することができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第三百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成二十一年四月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
 河沼郡柳津町大字飯谷字芦久保乙六九〇の二(次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字芦久保乙六九〇の二(次の図に示す部分に限る。)
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(治山対策課)

公 告

公告第二百三十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定相談支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。
 平成二十一年四月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの主たる対象者
特定非営利活動法人フリーフライ	いわき市内郷 舘厩町四丁目 四六―六	いわき市内郷 舘厩町三丁目 一一三	特定非営利活動法人フリーフライ	福島県いわき市内郷舘厩町三丁目 一一三	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

(障がい福祉課)

公告第234号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務委託(セメント化)について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の1第1項の規定により公告する。
 平成21年4月28日

福島県北流域下水道建設事務所長 続 橋 淳

- 1 随意契約に係る特定職務の名称及び数量
 脱水汚泥収集運搬業務(セメント化) 11,600 t
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
 福島県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
 平成21年2月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 開発運輸株式会社 岩手県大船渡市日頃市町字中坂用45番地 8
- 5 随意契約に係る契約金額
 7,245円(1t当たり)
- 6 随意契約とすることとした理由
 特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

公告第235号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務委託(セメント化)について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の1第1項の規定により公告する。

平成21年4月28日

福島県北流域下水道建設事務所長 続 橋 淳

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 11,600 t
脱水汚泥処分業務 (セメント化)
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地 福島県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成21年2月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 太平洋セメント株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目6番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 11,550円 (1 t 当たり)
- 6 随意契約とすることとした理由 特例政令第10条第1項第1号該当

(総 務 課)

公告第236号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成21年4月28日

福島県中流域下水道建設事務所長 氏 家 泰 仁

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 (県中浄化センターから排出される) 脱水汚泥収集運搬業務 7,320 t
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地 福島県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成21年2月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番1
- 5 随意契約に係る契約金額 5,670円 (1 t 当たり)
- 6 随意契約とすることとした理由 特例政令第10条第1項第1号該当

(総 務 課)

公告第237号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成21年4月28日

福島県中流域下水道建設事務所長 氏 家 泰 仁

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 (県中浄化センターから排出される) 脱水汚泥処分業務 7,320 t
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地 福島県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成21年2月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 住友大阪セメント株式会社栃木工場 栃木県佐野市築地町715番
- 5 随意契約に係る契約金額 11,550円 (1 t 当たり)
- 6 随意契約とすることとした理由 特例政令第10条第1項第1号該当

(総 務 課)

公告第238号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成21年4月28日

福島県中流域下水道建設事務所長 氏 家 泰 仁

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 (白河都市環境センターから排出される) 脱水汚泥処分業務 3,619 t
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地 福島県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成21年2月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 住友大阪セメント株式会社栃木工場 栃木県佐野市築地町715番
- 5 随意契約に係る契約金額 11,550円 (1 t 当たり)

6 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)